

第16回新中間処理施設整備検討会議 開催概要

1 開催日時 令和元年10月7日(月)13時30分～14時30分

2 開催場所 くりりんセンター2階研修室

3 出席者

(1) 構成員

帯広市、音更町、士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、
広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

(2) オブザーバー

北海道十勝総合振興局

(3) 事務局

くりりんセンター

1. 開会

(事務局長)

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、第16回新中間処理施設整備検討会議を開催いたします。

それでは、議事に入ります。

新中間処理施設整備基本構想の構成及び第1章「新中間処理施設整備基本構想の趣旨」について、事務局より説明いたします。

2. 議事

議事(1) 新中間処理施設整備基本構想(素案)について

(事務局)

内容のご説明に先立ちまして、本基本構想の構成をご説明いたします。

表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。

本基本構想は全8章で構成しております。

第1章では新中間処理施設整備基本構想策定の趣旨、第2章ではごみ処理の基本条件の設定、第3章ではごみ処理方式の選定、第4章ではごみ処理システム、第5章では建設候補地及び施設配置、第6章では環境自主基準の設定、第7章では事業計画、第8章では事業方式をそれぞれまとめております。

参考資料として、ごみ処理方式選定にかかる考え方及び評価結果と建設候補地の比較に関する資料を添付しております。

なお、本日お示ししている基本構想は、あくまでも第1稿目でございます。

この素案につきましては、有識者のご意見も加え、概ね了解をいただいておりますが、構成市町村の皆様からのご意見や後ほどご説明いたしますパブリックコメント等を経ながら、より良いものにしていきたいと考えております。

それでは、第1章から順にご説明いたします。

第1章「新中間処理施設整備基本構想策定の趣旨」は、本基本構想策定に至るまでの経過や策

定の目的について記載しております。

第1節では、くりりんセンターの運転維持管理業務委託が終了する令和7年度以降の施設のあり方について、ライフサイクルコストや施設機能等の比較から、施設の更新によりごみ処理を行っていくという結論に至ったこと、また、その後、新中間処理施設整備検討会議や新中間処理施設整備検討有識者会議の議論を経ながら、新施設におけるごみ処理について検討してきたことを記載しております。

次に第2節では、本基本構想策定の目的として、ごみ処理方式や建設予定地などを選定するほか、事業方式や事業計画などの基本的な方向性を示すものであることを記載しております。

説明は以上でございます。

(事務局長)

基本構想の構成及び1ページ第1章「新中間処理施設整備基本構想策定の趣旨」について、ご意見があればお願いいたします。

特になければ、基本構想の構成及び第1章「新中間処理施設整備基本構想策定の趣旨」については、このように進めてまいります。

それでは、次に第2章「ごみ処理の基本条件の設定」について、事務局より説明いたします。

(事務局)

第2章「ごみ処理の基本条件の設定」についてご説明いたします。

第1節から第2節には新施設で共同処理を予定しております十勝管内17市町村の平成24年度から30年度までのごみ排出量をもとに新施設の規模の基準となる令和9年度のごみ排出量の推計を行った内容について記載しております。

推計にあたっては、構成市町村におけるごみ排出量削減の取り組みの成果も見込み、1人1日あたりのごみ排出量である原単位が減少するという考え方をもとに必要な施設規模を試算しております。

第3節では、新施設で受入れを想定している災害廃棄物について、北海道の処理計画をもとに地震災害を想定して処理量を試算いたしました。

第4節から第5節では、現在受入れを行っている産業廃棄物については、循環型社会形成推進交付金の対象外となり、構成市町村の負担増につながることから、産業廃棄物を受入れしないことによる影響がないことを確認の上、一般廃棄物のみ処理する前提で計画ごみ処理量の設定、施設規模の算定を行い、焼却施設は286t、大型・不燃ごみ施設は46tとしております。

なお、以前の会議でご説明しておりました施設規模から変更となっておりますが、主な要因はあわせ産廃の取扱いを除外したほか、今年度以降加入した町、加入予定の町の収集及び処理方法が現くりりんセンターと異なっていたことから精査したことによるものです。

第6節では、計画ごみ質について、これまでの測定実績をもとに設定し、記載しております。

説明は以上でございます。

(事務局長)

2ページから6ページ第2章「ごみ処理の基本条件の設定」についてご意見があればお願いいたします。特になければ、第2章「ごみ処理の基本条件の設定」については、これで進めてまいります。

続きまして、第3章「ごみ処理方式の選定」について、事務局より説明いたします。

(事務局)

第3章「ごみ処理方式の選定」についてご説明いたします。

第1節では、可燃ごみの処理方式について、他自治体の導入状況や住民の分別負担、焼却残渣の資源化、最終処分場への影響などを踏まえ、ストーカ式、流動床式、ガス化溶融シャフト炉式、ガス化溶融流動床式、ストーカ式とメタン発酵を組み合わせたコンバインド方式の5方式を処理方式の候補として選定し、それぞれの処理方式の概要を記載しました。

第2節では、この5方式について、プラントメーカーから聞き取りした処理方式の特性や概算事業費をもとに、安定性・安全性、経済性、環境性の3つの視点から合計16の評価項目を設定し、評価を行った内容を記載しております。

評価にあたっては、表3-2の◎、○、△による評価から、標準偏差を用いた評価も組み合わせ、点数化や重点配分などを行いました。いずれにおいてもストーカ式が最も高い評価となりました。

この評価結果を踏まえ、新施設の処理方式としてストーカ式を選定したことを第3節に記載しました。

なお、構成市町村の皆様からコンバインド方式についてより詳細な検討が必要な旨のご意見をいただき、評価の高かったストーカ式と流動床式にコンバインド方式を加え、プラントメーカーに対して再調査を依頼し、評価しております。

第4節では、既存の建物をそのまま活用するリニューアル方式について、処理能力の面、工事の難易度、搬入車両の安全確保の観点などから見送った旨を記載しております。

また、本日配付いたしました資料2は、リニューアル方式を見送った理由の説明資料ですが、ごみ処理量の推計及び新施設の規模を見直したことや、有識者からいただいた意見を補足の上、前回の資料から修正しております。

説明は以上でございます。

(事務局長)

7ページから10ページ第3章「ごみ処理方式の選定」についてご意見があればお願いいたします。特になければ、第3章「ごみ処理方式の選定」については、これで進めてまいりたいと思います。

それでは、次に第4章「ごみ処理システム」について、事務局より説明いたします。

(事務局)

第4章「ごみ処理システム」についてご説明いたします。

第1節には新施設が供用開始する令和9年度の想定処理フロー、12ページに可燃ごみ、13ページに大型・不燃ごみの基本処理フローをそれぞれ示しております。

新中間処理施設に移行後も、構成市町村独自で行う資源化については継続し、堆肥化やバイオガスプラントによるメタン発酵など十勝の地域特性を活かしたごみ処理を想定したフローとなっております。

第2節では、焼却残渣について、埋立処分を基本とする考え方を記載しています。

また、第3節では、エネルギー利用の基本的な考え方のほか、その他の利用として災害時の拠

点的機能など、新施設においてどのような機能を持つべきか今後継続検討していく旨を記載しております。

なお、エネルギー利用の検討にあたっては、構成市町村の負担軽減の観点から、循環型社会形成推進交付金の交付要件についても考慮し、エネルギー回収率の目標を20.5%以上と設定し記載しております。

説明は以上でございます。

(事務局長)

11 ページから 14 ページ第4章「ごみ処理システム」についてご意見があればお願いいたします。特になければ、第4章「ごみ処理システム」については、この案で進めてまいりたいと思います。

続きまして、第5章「建設候補地及び施設配置」について事務局より説明いたします。

(事務局)

第5章「建設候補地及び施設配置」についてご説明いたします。

第1節では建設候補地の選定フローを、第2節と第3節では平成29年度に2つの候補地に絞り込むまでの経過を一次選定として記載いたしました。

ごみ処理方式の選定において制約要件とならないように、現施設と同等程度となる約5ha以上の敷地面積があることが望ましいこと、また、土地利用に関する立地規制等の法律的制約や候補地の現状及び所有状況など、新施設の建設が円滑に進められることなどを考慮し検討を進めました。

第4節では浸水の危険度などを考慮し、建設候補地Cを選定したこと、第5節では施設配置や搬入車両の動線計画において配慮する基本的な考え方やイメージ図を記載しております。

施設の配置については、自然災害への対応や送電設備等との接続、景観等を考慮して検討しております。また、動線計画については、交通事故の防止や渋滞緩和の観点から検討しております。

説明は以上でございます。

(事務局長)

15 ページから 21 ページ第5章「建設候補地及び施設配置」についてご意見があればお願いいたします。特になければ、第5章「建設候補地及び施設配置」については、この案で進めてまいりたいと思います。

続きまして、第6章「環境自主基準の設定」について事務局より説明いたします。

(事務局)

第6章「環境自主基準の設定」についてご説明いたします。

第1節に排ガス、第2節に騒音・振動・悪臭、第3節に排水について記載しておりますが、いずれも基本的な考え方は、ごみ処理施設の設置・運営にあたり各種法令や条例に定められた基準を遵守することはもちろん、多くの施設において、法基準よりもさらに厳しいレベルで自主基準が設定されていることから、現くりりんセンターの自主基準や法基準をもとに、排ガス、騒音・振動・悪臭、排水について、北海道内の他の施設の自主基準の設定状況を参考にしつつ検討を進め、現施設と同等の新施設の自主基準を設定いたしました。

説明は以上でございます。

(事務局長)

22 ページから 25 ページ第 6 章「環境自主基準の設定」についてご意見があればお願いいたします。

特になければ、第 6 章「環境自主基準の設定」については、この案で進めてまいりたいと思います。続きまして、次に第 7 章「事業計画」について、事務局より説明いたします。

(事務局)

第 7 章「事業計画」についてご説明いたします。

第 1 節では、第 2 章で算定いたしました施設の規模でプラントメーカーに照会し、事務局で試算した施設整備にかかる建設費を概算事業費として記載しております。

また、活用を見込んでおります循環型社会形成推進交付金や起債（一般廃棄物処理事業債）の財源概念図を記載いたしました。

第 2 節には、事業スケジュールを整理いたしました。

長期包括的運転維持管理業務委託の契約が令和 7 年までであることから、現在考える最短のスケジュールとしており、現時点では令和 9 年度の供用開始を目指します。

説明は以上でございます。

(事務局長)

26 ページから 27 ページ第 7 章「事業計画」についてご意見があればお願いいたします。

(音更町)

施設の建設費、約 285 億円（税抜）となっておりますが、税抜きの意味は何かあるのでしょうか。通常、事業費は税込みで書くと思いますが。

(事務局)

他市の基本構想の纏めを参考に作成しました。必ずしも税込みとは限らないことから、税抜きの価格で記載させていただきました。

(音更町)

通常、どの事業でも税込みで記載すると思いますが。税抜きだと、1.1 倍して計算しなければならない。その辺はどのようにお考えですか。

(事務局)

この事業は、目標年度を令和 9 年度で設定しています。現時点では消費税は 10%ですが、今後、消費税の動きも考えられることから、現時点では税抜き価格で進めさせていただきたいと考えています。

(事務局長)

記載の方法については、税込みを併記した方が良いのか事務局で考えたいと思います。

多くの計画では税抜きで示されていたので、それを参考に今回税抜きで表記させていただきました。ご意見の趣旨は十分わかりますので、今一度確認をした上でご説明を差し上げたいと思います。

他になければ、第7章「事業計画」については、これでよろしいでしょうか。
それでは、次に第8章「事業方式」について、事務局から説明をいたします。

(事務局)

第8章「事業方式」についてご説明いたします。

第1節では事業方式別の行政と民間の役割分担について、表形式で事業方式の概要を記載しました。

第2節では検討の方向性として、DBOとBTOに重点を置いて検討を進めていくこと、今後、VFMの試算が必須であることから、国の計画支援を活用して算定するとともに、経済性評価を含む詳細な調査・検討を行うことと、DBO、BTOのそれぞれの概略と事業スキームを記載いたしました。

説明は以上でございます。

(事務局長)

28ページから30ページ第8章「事業方式」についてご意見があればお願いいたします。

特になければ、第8章「事業方式」については、これでよろしいでしょうか。

それでは、第8章は、この案で進めてまいりたいと思います。

後ほどスケジュールのところでも申し上げますが、ひと通り皆様方に読んでいただけるように事前送付を致しましたが若干修正があります。今一度お読み直しいただき、何か気になる点やご意見等がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

そのような皆様方のご意見をいただいた上で、次回10月28日予定の検討会議に取りまとめ、修正も加えて最終的な素案として図っていきたいと思っております。

その検討会議を踏まえ、11月12日開催予定の副市町村長会議に報告したいと考えております。

他になければ、(1)「新中間処理施設整備基本構想(素案)について」を終わります。

次に(2)「その他」ですが、事務局から2点、パブリックコメントの実施について及び地域計画の作成についてご説明し、ご質問をお受けしたいと思います。

まず、パブリックコメントの実施について、事務局より説明いたします。

議事(2) その他

- ・パブリックコメントの実施及び循環型社会形成推進地域計画の概要説明(省略)
- ・搬入車両の渋滞対応について要望(省略)

3. 閉会

(事務局長)

以上で本日本日予定しておりました案件は、すべて終了いたしました。本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。